

立会外分売取引説明書

丸三証券株式会社(以下、「当社」)のマルサントレード(以下、「マルサントレード」)が提供する立会外分売取引(以下、「本サービス」)は、立会外分売が実施される金融商品取引所へ買付けの申込みを取り次ぐ形を取っております。内容を十分にご理解のうえご利用下さい。

1. 本サービスの内容

お客様は本サービスを利用して、金融商品取引所が定める範囲内で立会外分売の申込を行うことができます。なお、当社はお客様からのご注文を金融商品取引所に取次ぎを行います。

2. 発注経路

お客様が本サービスで立会外分売の発注を行う際の発注経路については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1)お客様が発注する際、インターネット(パソコン)経由で発注していただくものとします。
- (2)コールセンターでの発注(電話による注文)は受け付けないものとします。

3. 取引単位及び取扱銘柄

お客様が本サービスで行う立会外分売取引の取引単位・取扱銘柄については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1)1 単元株の整数倍で、金融商品取引所が定める範囲内とします。
- (2)マルサントレードが指定する金融商品取引所において実施される立会外分売を行なう銘柄(証券保管振替制度同意会社に限る)の中からマルサントレードが選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます)を取扱銘柄とします。

4. 取引の執行時期及び約定価格

お客様が本サービスで行う立会外分売取引の注文執行時期及び約定価格については、以下に定めるところにより行うものとします。

- (1)注文の有効期間は立会外分売実施日のみとします。

(2) 発注時間はマルサントレードが定める時間の範囲とします。

立会外分売申込開始時から立会外分売申込実施日の午前 8 時迄

(3) 複数市場で同一銘柄の立会外分売が行われる場合、当該銘柄の立会外分売のお取扱いは、マルサントレードで定める主市場のみとなります。

(4) 約定価格は分売価格とします。

(5) 申込多数により当社への配分株数が当社全体の申込株数を下回った場合には、当社の配分ルールに従って約定処理を行います。

(6) ご購入いただけなかった場合には、その注文は失効します。

5. 訂正及び取消

お客様が本サービスを利用した注文の訂正はできないものとします。取消については、マルサントレードが定める時間の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することによってのみ行うことができます。

受付時間終了後(立会外分売申込実施日 8:00)は、購入確定前であっても注文の取消ができません。

6. 注文の照会

当社が受け付けた立会外分売申込の内容及び約定状況は、本サービスにより照会することができます。

7. 取引手数料

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い約定した場合、当該注文に係る手数料は不要です。

8. 選定銘柄の除外

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当したときは、マルサントレードは当該銘柄をマルサントレードの選定銘柄から除外することができるものとします。

(1) 金融商品取引所が当該立会外分売を中止したとき。

(2) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は営業活動を停止したとき。

- (3) 当該選定銘柄が上場廃止、指定替え等(監理銘柄・整理銘柄入り含む)により、本サービスの取扱市場を外れることとなったとき。
- (4) 株式会社証券保管振替機構が取扱有価証券としなくなったとき。
- (5) その他マルサントレードが必要と認めるとき。

9. 決済不履行の処置

- (1) 不足金が発生したにもかかわらず、期日までにその入金がない場合、マルサントレードは任意に売買契約を解除し、顧客の計算において買い付けた株式を売却することができることとします。
- (2) マルサントレードは、上記(1)により損害を被った場合、当該顧客のために占有する金銭及び有価証券を以ってその損害に充当し、なおその不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。

10. 約款等の適用

この規定に定めのない事項については、「総合取引約款」、「マルサントレード取扱規定」等の定めるところにより取り扱います。

11. 免責事項

免責事項については、「総合取引約款」、「マルサントレード取扱規定」等の定めるところにより取り扱います。

12. 上記内容の変更

上記内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。この場合、マルサントレードはその変更事項を通知することとし、所定の期日までに異議のお申出がないときは、同意いただいたものとして取り扱います。

(平成 24 年 4 月)